

# 審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第63条第7項
処 分 の 概 要： 故障車両の整備確認
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務 を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め： ○ 道路運送車両の保安基準
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 1日
申 請 先： 最寄りの警察署、派出所及び駐在所に申し出てください。
問 い 合 わ せ 先： 警察署交通課、警察本部交通指導課 指導係 (電話 0188-63-1111 内 3183) 又は高速道路交通警察隊 (電話 0188-63-1111 内 741-24)
備 考：